

教私第2579号
令和7年12月16日

各私立幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む。）設置者様

大阪府教育府私学課長

幼保連携型認定こども園への移行に伴う認可申請手続きについて（依頼）

標記について、私立幼稚園（私学助成を受ける幼稚園、施設型給付を受ける幼稚園及び幼稚園型認定こども園。以下「私立幼稚園等」という。）が幼保連携型認定こども園に移行する場合、幼稚園の廃止認可申請及び学校法人の寄附行為の変更認可申請の手続きが必要です。

該当する場合、下記のとおり御対応くださいますようお願いします。

なお、私学助成を受ける幼稚園から施設型給付を受ける幼稚園若しくは幼稚園型認定こども園へ移行される場合、又は施設型給付を受ける幼稚園から幼稚園型認定こども園へ移行する場合は、幼稚園の廃止認可申請は不要ですので、御留意ください。

記

- 1 私立幼稚園等から幼保連携型認定こども園に移行する場合に必要となる手続き
 - ① 幼稚園の廃止認可申請
 - ② 学校法人の寄附行為の変更認可申請
- 2 提出期限 **令和8年1月23日（金）【厳守】**
- 3 提出資料等 (別紙1) のとおり。
- 4 その他
幼稚園型認定こども園は、現在の認可幼稚園に「認定こども園」という「認定」を受けるものであり、認可幼稚園の名称そのものを変更するものではありません。ただし、認可幼稚園の名称を変更する場合は、寄附行為の変更が必要となります。

<提出先及び問い合わせ先>
〒540-8570 大阪市中央区大手前3-1-43
大阪府庁新別館南館10階
大阪府教育府私学課幼稚園振興グループ 遊津、加藤
TEL：06-6210-9273